

平成26年12月4日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

公益社団法人全国助産師教育協議会  
会 長 島田 啓子

## 要 望 書

わが国は平成 19 年に超高齢社会に突入し、現在も少子高齢化が加速する中で、「子どもの健全な育成」はわが国の最重要課題として認識されています。生命誕生の瞬間に立ち会い、思春期の頃から妊娠・出産・子育てを通して、さらには中高年期まで、生涯にわたり女性や子ども、およびその家族を身近で支える助産師には、社会から大きな期待が寄せられています。

平成 21 年 7 月に成立した「保健師助産師看護師法および看護師等の人材確保に関する法律の一部を改正する法律」では、わが国の保健師および助産師の養成の修業年限が 6 か月以上から 1 年以上に改正されました。

一方、ICM（国際助産師連盟）は、平成 22 年（2010）に「助産師教育の世界基準」において、助産師教育の修業年限は 1 年 6 か月であることを世界標準として示しました。また、平成 24 年（2012）には「専門職としての助産師教育のためのモデルカリキュラム」を示し、国際的な助産師教育の質の標準化を図ろうとしています。

公益社団法人全国助産師教育協議会は、昭和 40 年に全国助産婦学校長会議として設立し、本年で創立 50 周年を迎えました。50 年間の活動を振り返る中で、助産師教育のさらなる発展に向けて、多くの教育機関、組織・団体から寄せられる期待を重く受け止めております。

本協議会は、次世代育成を支える助産師の教育の質保証と養成数の確保に向けて、下記の事項を要望いたします。

1. わが国の助産師養成において適当と考える修業年限についての検討会を設置していただきたい。
2. 助産学担当教員および助産学実習臨床指導の教育力の質向上のために、若手の助産学担当教員や現場の助産学実習臨床指導者を対象とした研修を、厚生労働省委託事業とし、本会が運営する助産師教育研修研究センターに委託していただきたい。
3. 助産学実習の適切な環境整備に向け、助産学実習を受け入れているすべての医療機関等に対して、臨床実習指導者の確保や学生の待機室・宿泊施設の整備について、都道府県に整備資金等の支援をお願いしたい。
4. 助産師教育の質保証のために、厚生労働省が管轄するすべての助産師養成課程において、第三者評価を義務化していただきたい。

## 要望の理由

1. わが国の助産師養成において適当と考える修業年限についての検討会を設置していただきたい。

平成 21 年の法改正に伴い、わが国の助産師養成の修業年限は 1 年以上とされたが、ICM（国際助産師連盟）の示す「助産師教育の世界基準」では修業年限は 1 年 6 か月以上と示されており、食い違いが生じている。

わが国の助産師養成の修業年限については、国内外の状況を踏まえた議論は十分に行われているとは言いがたいため、わが国の助産師養成に適当と考える修業年限について、関連団体や有識者の意見を集約し、議論を深める検討会の設置をお願いしたい。

2. 助産学担当教員および助産学実習臨床指導の教育力の質向上のために、若手の助産学担当教員や現場の助産学実習臨床指導者を対象とした研修を、厚生労働省委託事業とし、本会が運営する助産師教育研修研究センターに委託していただきたい。

昨今、多くの教育機関において教員の教育力低下が問題視されている。こと助産師教育においてもその専門性が高いため、助産師教育を担当できる教員の確保や助産師教育力の強化に大変苦勞している。

現在、都道府県で実施されている看護師等養成所の専任教員養成講習会は、助産に特化した内容はわずか、あるいはまったく扱われておらず、助産師教育を担当する教員養成講習会としては不十分である。

本会は平成 24 年度に助産師の継続教育の拠点として、助産師教育研修研究センターを設置し、平成 25 年度より「助産師教育ファーストステージ研修」を開催している。今後、「助産師教育セカンドステージ研修」へと発展させていく構想もある。

「助産師教育ファーストステージ研修」は、助産学実習において戸惑いを感じることの多い若手の助産学担当教員や助産学実習臨床指導者を対象としており、助産師教育力の強化に有効な研修である。

助産師教育力の質向上のために、都道府県の専任教員養成講習会では開催が難しい助産師教育専任教員のための講習会を、本会が運営する助産師教育研修研究センターに委託し、厚生労働省の委託事業としていただきたい。

3. 助産学実習の適切な環境整備に向け、助産学実習を受け入れているすべての医療機関等に対して、臨床実習指導者の確保や学生の待機室・宿泊施設の整備について、都道府県に整備資金等の支援をお願いしたい。

実践力が求められる助産師教育の質保証には、助産学実習の質が大きな要因となる。

助産学実習を受け入れる施設では学生を指導する専任の実習指導者の確保が必須であるが、実習指導者が不足しているために助産学実習を断られることも多い。

また、助産学実習の特徴として、産婦の分娩経過に合わせた実習調整が必要とされる。実習時間が夜間帯になることや、長時間にわたることも少なくない。母子に対して安全で快適な助産ケアを提供するためには、不規則な実習時間の中で、学生が安心して待機できる場所の確保や、少しでも休息がとれる時間を調整することなど、学生の健康管理も重要となる。

以上の理由より、都道府県に対して、助産学実習を受け入れているすべての医療機関等に専任の臨床実習指導者を確保し、学生の待機室・宿泊施設を整備できるよう、整備資金等の支援をお願いしたい。

#### 4. 助産師教育の質保証のために、厚生労働省が管轄するすべての助産師養成課程において、第三者評価を義務化していただきたい。

教育の質を保証していくには、第三者による教育の評価認証が求められる時代になっている。

現在、わが国の助産師教育は多様化しており、専修学校、短期大学専攻科、大学学士課程（選択制）、大学専攻科・別科、大学院など、様々な助産師養成課程が存在するが、いずれの課程においても一定基準の教育の保証に努める必要がある。昨今では、大学院から専修学校まで第三者評価を受審する動きが認められる。

また、本協議会宛てに、助産師教育の質について疑問を抱く助産師学生や保護者からの意見も届けられている。

以上の理由より、厚生労働省が管轄するすべての助産師養成課程において、助産学の専門性に特化した一定基準の教育の質を保証するために、第三者評価の実施を義務化していただきたい。